平成29年 夏季賞与の結果 埼玉県

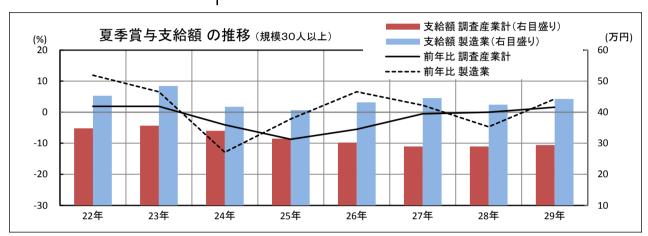
■ 賞与集計について

この調査結果は、毎月勤労統計調査の平成29年6月分~平成29年8月分の3か月間に支給された「特別に支払われた給与」の中から、賞与・期末手当等の一時金として支給された給与(以下「賞与」という。)を抜き出して、特別に集計したものです。

なお、事業所規模5~29人に係る調査は7月及び翌年1月にそれぞれ調査区の3分の1を入れ替えるため、 地方調査では規模5~29人及び規模5人以上計の賞与集計は行っていません。

■ 概況(事業所規模30人以上)

| ■ 概况(事業所規模30人以上) | | 対前年比/対前年差 | ※ 対前年差 | |
|------------------|-----------|------------------------|----------|--|
| 支給労働者1人平均支給額 | 294,153 円 | 1.6 % 🖊 | 6年ぶりプラス | |
| 支給事業所数割合 | 89.6 % | [®] ∆ 0.6 P 🔼 | 3年ぶりマイナス | |
| 支給労働者数割合 | 90.9 % | [*] ∆ 0.3 P 🔼 | 5年ぶりマイナス | |
| 平均支給率 | 1.01 か月分 | ** 0.01 か月分 🎤 | 8年ぶりプラス | |



1 支給労働者1人平均支給額

支給労働者1人平均支給額は、294,153円(前年比1.6%増)となり、6年ぶりのプラスとなりました。 製造業では、442,366円(同4.2%増)でした。

2 支給事業所数割合

支給事業所の割合は、89.6%(前年差0.6ポイント減)となり3年ぶりのマイナスとなりました。 製造業では、86.9%(同3.4ポイント減)でした。

3 平均支給率(平均支給月数)

所定内給与に対する支給割合は、1.01か月分(前年差0.01か月分増)となり8年ぶりのプラスとなりました。 製造業では、1.30か月分(同0.06か月分増)でした。

| 【主な産業の状況】 | | 1人平均支給額 | | | | 支給事業 | 平均支給率 | |
|-----------|---------|-----------|-------|---|---------|---------|-------|--------|
| | | | 対前年比 | | | 所数割合 | | 対前年差 |
| - | | | | | | | か月分 | か月分 |
| | 製造業 | 442,366 円 | 4.2 % | 7 | 2年ぶりプラス | 86.9 % | 1.30 | 0.06 |
| | 卸売業,小売業 | 177,596 円 | 0.4 % | 7 | 2年連続プラス | 100.0 % | 0.86 | △ 0.02 |
| | 医療,福祉 | 254,700 円 | 3.7 % | 7 | 2年ぶりプラス | 100.0 % | 0.94 | △ 0.01 |

■ 集計事項の説明

- 1 「支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者(当該事業所で賞与の支給を受けていない 労働者も含む)についての1人平均賞与支給額である。
- 2 「対前年比」とは、本年の「支給労働者1人平均支給額」における前年からの増減率である。賞与については、指数を作成していないため、実数より算出している。ただし、賞与の増減率計算においても、抽出替えに伴うギャップ修正を行っているため、公表されている実数値から単純に算出した増減率とは必ずしも一致しない。
- 3 「支給事業所数割合」とは、規模30人以上の事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合である。
- 4 「支給労働者数割合」とは、規模30人以上の常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数(当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む)の割合である。
- 5 「平均支給率」(平均支給月数)とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「所定内給与」に対する「賞与」の割合(支給 月数)を単純平均したものである。